

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン 工程表 (1/4)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
--------	--------	--------	--------

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

・地域密着型金融の促進	→ (監督指針の改正等を実施) → (動機付け・環境整備の充実について検討・結論)				
・中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し	【中堅・中小企業の実態に応じた会計基準】 → (企業会計基準委員会(ASBJ)をはじめとする民間会計関係者の活動を支援) 【中堅・中小企業の実態に応じた内部統制報告制度の見直し】 → (関連府令の見直し、内部統制報告基準・実施基準の見直し、事例集の策定を実施)				
・コミットメントライン法の適用対象の拡大	→ (関連法案の早急な国会提出)				
・銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁	→ (関連法案の早急な国会提出)				
・経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し	→ (監督指針の改正等を実施)				

2. 新興企業等に対する適切な成長資金の供給

・新興市場等の信頼性回復・活性化	→ (市場関係者において具体的な取組の実施期限を明確にした工程表を作成・公表)				
・銀行・保険会社の投資専門子会社によるベンチャー企業等への劣後ローン等の解禁	→ (関連内閣府令の改正)				
・将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進	→ (監督指針の改正等を実施)				
・日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給の積極的利用の促進	→ (金融機関に対するヒアリングを通じて、引き続き制度の適切な利用状況等をフォローアップ)				
・民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化	→ (関係内閣府令の改正を行い、明確化)				

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン 工程表 (2/4)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
--------	--------	--------	--------

3. 機動的な資金供給等

<ul style="list-style-type: none"> ・ プロ向け社債発行・流通市場の整備 	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(TOKYO AIM取引所からの申請が行われた際には適切な審査を行い、速やかな実現を図る)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示制度・運用の見直し 	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(関連法案の早急な国会提出)</p>	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(関連政府令の改正)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の恣憑 	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(検討を実施)</p>	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(取引所における業績予想開示に係る取組の恣憑)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期報告の大幅簡素化 	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(会計基準の改正と併せ、関連府令の改正)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備 	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(関連法案の早急な国会提出)</p>	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(関連府令の改正)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債市場の活性化 		<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(金融庁として市場関係者の取組を積極的に支援)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社におけるグループ経営の円滑を図る制度整備(業務の代理・事務の代行に係る手続負担の軽減) 	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(関連法案の早急な国会提出)</p>		

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン 工程表 (3/4)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
--------	--------	--------	--------

II. アジアと日本をつなぐ金融

1. アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

・総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策	(「総合的な取引所検討チーム」にて検討中)				
・外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備	(開示制度ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえて必要に応じ、関連法案の早急な国会提出)				
	(開示制度ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえて必要に応じ、関連政府令の改正)				
・企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進	(会計監査及び会計実務等の更なる充実に向け、引き続き対応)				
・株式等のブロックトレードの円滑化		(関係政府令の改正を実施)			
・クロスボーダー取引に係る税制の見直し	(23年度税制改正要望事項として要望中)				
・非居住者債券所得非課税制度(J-BIEM)の恒久化・拡充	(23年度税制改正要望事項として要望中)			(25年度税制改正要望で振替社債に係る時限措置の恒久化を目指す)	
・会計基準の国際的な収れん(コンバージェンス)への対応等				(適用の是非について判断)	
・国際的な金融規制改革への積極的な対応	(引き続き国際会議における議論に積極的に対応)				
・クロスボーダー取引に対する監視の強化	(証券取引等監視委員会の人材育成及び体制整備を実施)				

2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

・アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進	(アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施)	(我が国制度の普及等)			
	(アジア諸国の金融当局との対話を一層強化)	(引き続き対話を強化)			
・金融機関による中小企業のアジア進出支援体制の整備・強化	(金融機関が中小企業等のアジア進出を支援するための方策について検討を実施)				
・保険会社による海外不動産投資や外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直し	【海外不動産投資】				
	(関連告示の改正を実施)				
	【海外保険会社の買収等】				
	(検討を実施)	(検討を踏まえて所要の制度整備を実施)			

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン 工程表 (4/4)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
--------	--------	--------	--------

Ⅲ. 国民の資産を有効に活用できる資産運用 より質が高く、安心できる資産運用のための環境整備

<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化 	(関連法案の早急な国会提出)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討 	(実態・課題等の把握)	(所要の制度整備を実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用業の規制緩和 	(関連法案の早急な国会提出)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社における資産運用比率規制の撤廃 		(関連内閣府令の改正を実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券の軽減税率の延長 	(23年度税制改正要望事項として要望中)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大 	(23年度税制改正要望事項として要望中)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化 	(23年度税制改正要望事項として要望中)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定口座の利便性向上に向けた所要の措置 	(23年度税制改正要望事項として要望中)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施 	(同制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、運用状況のフォローアップを定期的の実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討)		